

社援基発 0802 第 1 号
平成 23 年 8 月 2 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等について
(平成 23 年度税制改正関係)

先般、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 82 号）が公布・施行され、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）が改正されたことに伴い、個人が一定の要件を満たした社会福祉法人（以下「税額控除対象法人」という。）に寄附金を支出した場合、当該寄附金について、税額控除制度の適用を受けることができることとなりました。

税額控除対象法人の証明事務については、税額控除対象法人としての証明を受けようとする社会福祉法人からの申請に基づき、当該法人の所轄庁において行っていただく必要があります。

つきましては、関係者等への周知について特段の御配慮をお願いするとともに、証明事務を行うに当たっては、下記の事項に御留意いただきますようお願いいたします。

なお、本通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 制度の概要（租税特別措置法第 41 条の 18 の 3 関係）

これまで、個人が社会福祉法人へ寄附金を支出した場合、所得控除制度が適用されていたが、税額控除対象法人への寄附金については、現行の所得控除制度に加えて、税額控除制度との選択適用を可能とし、平成 23 年分から適用するものとされたこと。

【税額控除制度の概要】

$\text{税額控除対象寄附金} - 2 \text{ 千円} \times 40\% = \text{控除対象額}$ (所得税額から控除)

※1 税額控除対象寄附金：税額控除対象法人への寄附金額

注：寄附金支出額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となる。

※2 控除額は、所得税額の25%を限度とする。

2 税額控除対象法人の要件

(1) 実績判定期間内において、以下の2つの要件のうち、いずれかを満たしていること。

〈要件1〉 3,000円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に100人以上いること。

〈要件2〉 経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が5分の1以上であること。

(2) 定款、役員名簿等を主たる事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供すること。

(3) 寄附者名簿を作成し、これを保存していること。

3 証明の申請

税額控除対象法人の証明を受けようとする法人は、上記2(1)の要件に応じて、それぞれ以下の書類を添付して所轄庁に申請すること。

なお、所轄庁においては、必要に応じて、記載事項の根拠となる書類の提出を求めること。

(1) 〈要件1〉に係る申請書類

ア 証明申請書 (参考様式1)

イ 寄附金受入明細書 (参考様式2)

(2) 〈要件2〉に係る申請書類

ア 証明申請書 (参考様式1)

イ 寄附金受入明細書 (参考様式2)

ウ チェック表 (参考様式3)

4 証明書の交付

申請内容が要件を満たしていると認められる場合は、所轄庁は当該法人に対して証明書を交付すること。(参考様式4)

5 その他

- (1) 所轄庁は、税額控除対象法人について住民等に広く周知するため、随時、ホームページ等で公表するよう努めること。
- (2) 税額控除に係る証明は、証明を受けた日から5年間有効であり、一度証明を受けた後は、その後5年間は証明に係る手続は必要ないこと。
- (3) 平成23年1月1日以降に支出された個人からの寄附金から税額控除制度の対象となるので、証明書の交付前に既に寄附を受けている場合には、当該寄附者に対して、当該証明書の写しを追送するよう法人に申し添えること。
- (4) 税額控除対象法人の要件等に係る詳細については、別添の「税額控除に係る証明事務～申請の手引き～」を参照されたいこと。

◎ 参考資料

- ① 関係法令の抜粋(租税特別措置法等)
- ② 「税額控除に係る証明事務～申請の手引き～」

(問い合わせ)

福祉基盤課指導係 岩下

TEL : 03-5253-1111(内線)2865

03-3595-2616(夜間直通)

FAX : 03-3591-9898

(参考様式1)

年 月 日

〇〇知事（市長）様

法人の名称
代表者の氏名

税額控除に係る証明申請書

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定される要件を満たしていることについて証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請する要件

- ☐ <要件1>第三号イ（2）に規定された要件
- ☐ <要件2>第三号イ（1）に規定された要件

2. 実績判定期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

3. 添付書類

- ☐ 寄附金受入明細書（<要件1, 2>の場合）
- ☐ チェック表（<要件2>の場合）

なお、証明を受けた後は、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号ロに規定された書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供します。

(参考様式2)

平成 年度分 寄附金受入明細書

(社会福祉法人の名称)

(事務所の所在地)

平成 年 月 日～平成 年 月 日

	氏 名	住 所	寄附金額	受領年月日	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※同一の者からの寄附金額のうち、基準限度超過額がある場合は、備考欄に記載してください。

上記寄附金の受領については、事実と相違ありません。

社会福祉法人〇〇〇 理事長

印

<チェック表>

実績判定期間	(自)	年	月	日
	(至)	年	月	日

(A) 寄附金等収入金額

受入寄附金総額(1)		
控除金額(2)	①一者当たりの基準限度超過額の合計額	
	②寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のものの額	
	③寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額	
	小計 (①+②+③)	
国等からの補助金等の額(3)※ (①-②)の額を限度とする。)		
(1) - (2) + (3) = (A) 寄附金等収入金額		

※「国等からの補助金等の額」は、当欄か(B)経常収入金額の控除金額(2)①のいずれかのみに記載できる。

(B) 経常収入金額

総収入金額(1)		
控除金額(2)	①国等からの補助金等の額※	
	②委託の対価としての収入で国等から支払われる金額	
	③法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	
	④資産の売却収入で臨時的なものの金額	
	⑤遺贈により受け入れた寄附金等のうち、基準限度超過額に相当する金額	
	⑥寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のものの額	
	⑦寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額	
	小計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	
(1) - (2) = (B) 経常収入金額		

判定式	(A) 寄附金等収入金額 ÷ (B) 経常収入金額 = %
-----	-------------------------------

(参考様式4)

平成 第 年 月 日 号

社会福祉法人〇〇理事長 様

〇〇知事 (市長)

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

税額控除に係る証明事務

～申請の手引き～

厚生労働省社会・援護局

福祉基盤課

I 総論

1. 税額控除制度について

(1) 概要

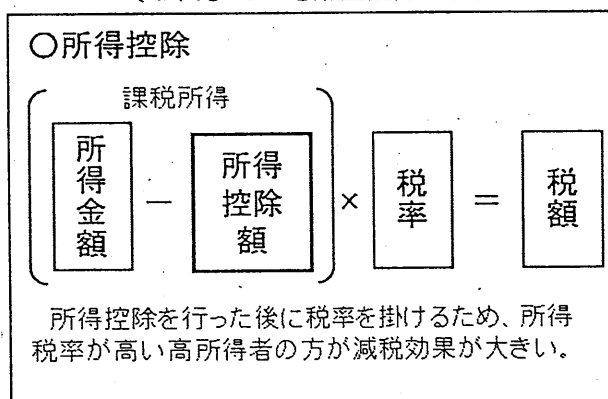
「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」の施行により、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）が改正されたことに伴い、個人が、一定の要件を満たした社会福祉法人へ寄附金を支出した場合、当該寄附金について、税額控除制度の適用を受けることができます。

(2) 税額控除とは

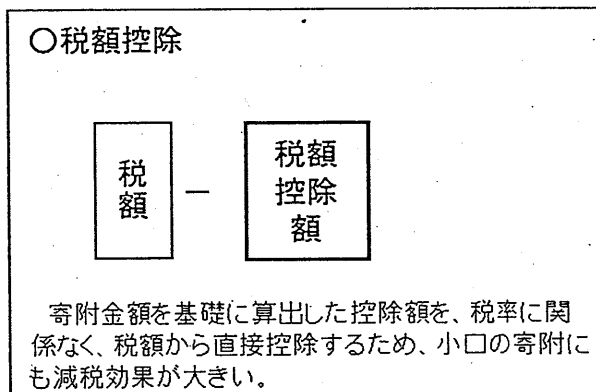
これまで、個人が、社会福祉法人へ寄附金を支出した場合、所得控除制度が適用されてきました。

新たな税額控除制度は、所得控除制度に比べ、特に小口の寄附金支出者への減税効果が高いことが特徴です。減税効果が高まる結果、これまで以上に多くの寄附金を支出される寄附者や、新たに寄附金を支出される方が増えることにより、社会福祉法人の寄附金収入が拡大することが見込まれます。

（これまでの寄附金控除制度）



（新たな寄附金控除制度）



(3) 具体的な税額控除額の算出式

個人が支出した寄附金について、確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、以下の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。

$$\left[\boxed{\text{税額控除対象寄附金(※1)}} - 2,000\text{円} \right] \times 40\% = \boxed{\text{控除対象額(※2)}}$$

この額が、所得税額から控除されます。

※1 税額控除対象寄附金：税額控除対象法人への寄附金額

注：寄附金支出額が、総所得金額等の 40% に相当する金額を超える場合には、40% に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

※2 控除対象額は、所得税額の 25% を限度とします。

2. 法人に求められる要件について

(1) 総論

実績判定期間において、以下の2つの要件のうち、いずれかを満たす必要があります。

＜要件1＞3,000 円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に 100 人以上いること。

＜要件2＞経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が、1/5 以上であること。

○ ＜要件1＞・＜要件2＞は、両方満たす必要はなく、どちらかを満たしていれば証明を受けられます。

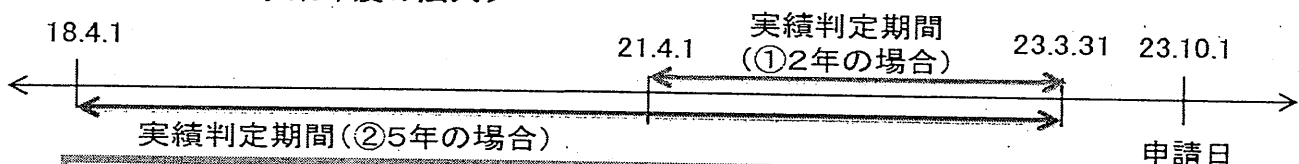
(2) 実績判定期間

実績判定期間とは、直前に終了した事業年度終了日以前の5年以内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から当該直前に終了した事業年度終了日までを言います。

※ 平成 23 年～25 年の間に申請する場合、2年以内に終了した各事業年度の最も古い事業年度開始の日からを実績判定期間とすることもできます。

※ 設立後間もなく、活動実績が5年（2年）に満たない法人は、設立の日から直前に終了した事業年度終了日までが実績判定期間となります。

＜ex.4/1～3/31が事業年度の法人＞



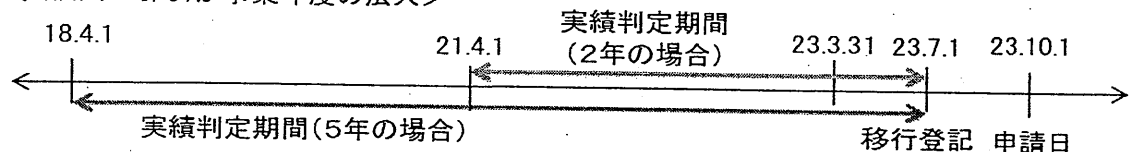
事業年度が毎年4月1日から翌年3月31日の法人が、平成23年10月1日に申請する場合の実績判定期間は、

①平成21年4月1日～平成23年3月31日（2年の実績判定期間の場合）

②平成18年4月1日～平成23年3月31日（5年の実績判定期間の場合）

となります。

＜ex.4/1～3/31が事業年度の法人＞



(3) <要件1>3,000 円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に 100 人以上いること。

文字通り、年間合計で 3,000 円以上の寄附金を支出した寄附者が、毎年平均で 100 人以上いれば、この要件を満たしています。なお、この要件は、各法人で作成・保存されている「寄附金受入明細書」をもとに判定されます。

<「100 人以上」の要件について>

① 5 事業年度の間、全事業年度においてこの要件を満たしていなくても、5 事業年度の平均値が 100 人以上であれば、要件を満たします。

ex1.1 年目：100 人、2 年目：80 人、3 年目：90 人、4 年目：100 人、5 年目：130 人の場合でも、平均して年 100 人ですので、要件を満たします。

ex2.1 年に満たない事業年度がある場合は、「実績判定期間内の寄附者数×12÷実績判定期間月数の値」が 100 以上である場合、要件を満たします。（例えば、実績判定期間が 1 年 6 か月で、その間に 180 人から寄附金を受け入れていた場合、 $180 \text{ 人} \times 12 \div 18 \text{ か月} = 120 \text{ 人}$ 、ですから、要件を満たしています。）

② 個人から支出された寄附だけでなく、他の法人から支出された寄附についても、法人一人につき、1 人とカウントします。

<「3,000 円以上」の要件について>

ある方からの 1 度の寄附金額が 3,000 円に満たない場合であっても、同一の者からの寄附金額の合計が同一事業年度において計 3,000 円以上であれば、寄附者 1 人としてカウントすることができます。

以下の点に注意して下さい。

①寄附者本人と生計を一にする者を含めて、一人として判定します。

ex1.ある事業年度において、2,000 円の寄附金を支出した者と生計を一にする配偶者・親子から 1,000 円の寄附があった場合には、これらを合算し「1 人から 3,000 円」の寄附としてカウントします。

ex2.ある事業年度において、5,000 円の寄附金を支出した者と生計を一にする配偶者・親子から 3,000 円の寄附があった場合には、いずれか一方の者のみを寄附者としてカウントできます。（もう一方の者は 100 人にカウントすることはできません。）

②申請する法人の役員である者は、寄附者としてカウントすることはできません。

(4) <要件2> 経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が、1/5 以上であること。

実績判定期間における合計値について、以下の数式にあてはめます。

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \left(\begin{array}{l} \cdot \text{一者当たりの基準限度額超過額} (\ast 1) \\ \cdot \text{一者から計1,000円未満の寄附金} \\ \cdot \text{氏名等不詳の寄附金} \end{array} \right) + \text{国等からの補助金の額} (\ast 2)}{\text{総収入金額} - \left(\begin{array}{l} \cdot \text{国等からの補助金} (\ast 2)、\text{委託による支出} \\ \cdot \text{資産売却収入で臨時的なもの等} (\ast 3) \end{array} \right)} \geq \frac{1}{5}$$

※1：一者当たりの基準限度額超過額について

同一の者からの寄附金の額の合計額のうち、受入寄附金総額の 1/10 (特定公益増進法人・認定 NPO 法人からの寄附については、5/10) を超える部分の金額。

$$\left(\text{受入寄附金総額} - \left(\begin{array}{l} \cdot \text{一者当たりの基準限度額超過額} (\ast 1) \\ \cdot \text{一者から計1,000円未満の寄附金} \\ \cdot \text{氏名等不詳の寄附金} \end{array} \right) \right) \text{が上限となります。}$$

※2 国等からの補助金について

①国等からの補助金の額は、(i) 寄付金等収入に加算する又は(ii) 総収入金額から控除することのいずれかが可能です。

②分子に算入する場合、

$$\left(\text{受入寄附金総額} - \left(\begin{array}{l} \cdot \text{一者当たりの基準限度額超過額} (\ast 1) \\ \cdot \text{一者から計1,000円未満の寄附金} \\ \cdot \text{氏名等不詳の寄附金} \end{array} \right) \right) \text{が上限となります。}$$

※3：「等」とは、以下の項目を言います。

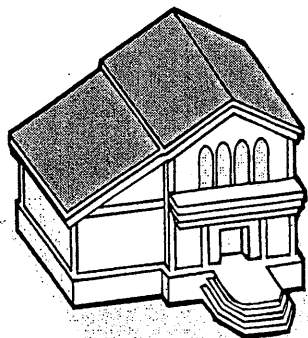
- ・法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ・遺贈により受け入れた寄附金等のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ・同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が 1,000 円に満たないもの
- ・寄附者の氏名又は名称が明らかでないもの

Ⅱ 申請から証明まで

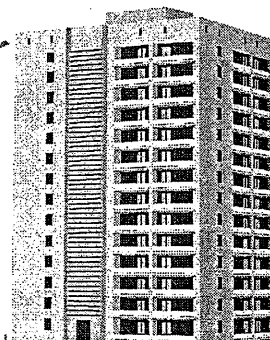
税額控除対象法人となるには、まず、認可を受けた所轄庁から、租税特別措置法等に定められている要件を満たしている旨の証明を受けるための申請を行う必要があります。

申請に基づき、所轄庁において要件を満たしていると判断した場合に、証明書を発行します。当該証明書の有効期間は、証明を受けた日から5年間です。その間、税額控除に係る新たな書類の提出は、必要ありません。

社会福祉法人



所轄庁

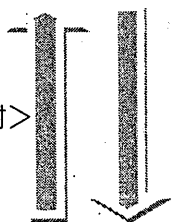


＜申請書類の提出＞

- ・かがみ文書
- ・寄附金受入明細書
- ・チェック表（要件2）の場合

＜証明書の発行＞

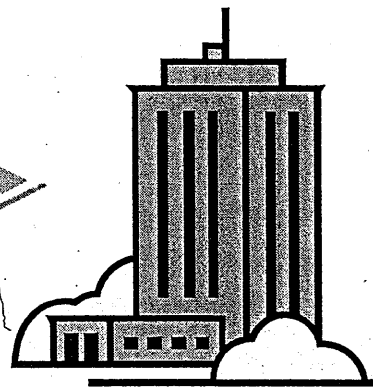
＜寄附＞



＜手交＞

- ・領収書
- ・証明書の写し

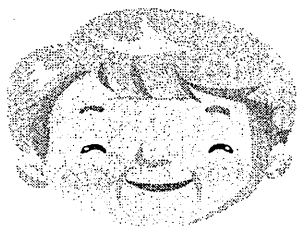
税務署



＜確定申告＞

領収書、証明書の写しを添付

寄附者



＜各項目についての解説・注意事項等＞

受入寄附金総額	損益計算書（正味財産増減計算書）における「受取寄附金」の額。 ※未収の寄附金は含まれません。
一者当たりの基準限度超過額	「受入寄附金明細書」を基に、以下の計算を行って下さい。 同一の者からの寄附金額のうち、受入寄附金総額の10分の1を超える部分の金額。（ただし、特定公益増進法人・認定NPO法人からの寄附金は、同一の法人からの寄附金額のうち、受入寄附金総額の10分の5を超える部分の金額。）
寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のものの額	「受入寄附金明細書」を基に、以下の計算を行って下さい。 実績判定期間内において、ある者から受け入れた寄附金の合計額が1,000円に満たないものがある場合の合計額。
総収入金額	損益計算書（正味財産増減計算書）における「経常収益」＋「経常外収益」の額。
国からの補助金等の額	損益計算書（正味財産増減計算書）における「受取補助金等」のうち、以下に該当するもの。 国等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関等）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの。
委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	「国等」の範囲については、「国からの補助金等の額」と同様です。
法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	法律又は政令の規定に基づき行われる事業で、その対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり、国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分。
資産の売却収入で臨時的なものの金額	固定資産・有価証券等（棚卸資産を除きます。）の譲渡で、臨時的な資産の譲渡金額。
遺贈により受け入れた寄附金等のうち、基準限度超過額に相当する金額	遺贈（贈与者の死亡により効力を生じる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、租税特別措置法第70条第1項に規定する贈与により受け入れた寄附金その他贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相

	続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分。
--	--

Ⅲ 証明を受けた後に必要なこと

1. 証明の有効期間について

税額控除に係る証明は、所轄庁から証明を受けた日から5年間です。

2. 平成 23 年において

社会福祉法人が、平成 23 年以内に税額控除に係る証明を受けた場合、当該法人へ平成 23 年 1 月 1 日以降に支出された個人からの寄附金が税額控除の対象となります。

なお、この場合に、行政庁から証明を受けた日より前に支出された寄附金について、寄附者が税額控除を受けるためには、寄附者に対し、証明書の写しを追送する必要があります。

3. 証明を受けた後にしていただくこと

以下の書類を主たる事務所に備え付け、閲覧の請求があった場合には、閲覧に供する必要があります。

ア 法人の定款、役員名簿、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書

イ 役員報酬規程又は従業員給与支給規程

ウ 以下の事項を記載した書類

- ・ 役員、役員と親族関係にある者又は役員と特殊の関係にある者からの一事業年度における受入寄附金の合計額が 20 万円以上である場合には、当該寄附金支出者の氏名、寄附金の額及び受領年月日
- ・ 支出した寄附金の額、相手先及び支出年月日

エ 寄附金を充当する予定の具体的な事業を記載した書類

※ 該当する項目がなく、書類を作成していない場合には、閲覧に供する必要はありません。

二千円から当該特定寄附金等の金額を控除した残額)を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の百分の四十に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人の、その年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額(次条第一項の規定の適用がある場合には、当該百分の二十五に相当する金額から同項の規定により控除する金額を控除した残額、以下この項において同じ)を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)を限度とする。

3 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、財務省令で定めるところにより、当該金額の計算に適用する明細書、当該計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 所得税法第九十二条第二項の規定は、第二項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは、「前項及び租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項(認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の所得税額の特別控除)の規定による控除」と、「当該控除をすべき金額」とあるのは、「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替えるものとする。

5 その年分の所得税について第二項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項(認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の所得税額の特別控除)とすることとする。

6 前三項に定めるもののほか、第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除)
第四十一条の十八の三 個人が支出した所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金のうち、次に掲げる法人(その運営組織及び事業活動が適正であると並びに市民から支援を受けていることにつき政令で定める要件を満たすものに限る)に対するもの(同条第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「税額控除対象寄附金」という。)については、その年分に支出した税額控除対象寄附金の額の合計額(その年分に支出した特定寄附金等の金額(同条第二項に規定する特定寄附金の額及び同条第三項の規定又は第四十一条の十八第一項若しくは前条第一項の規定により当該特定寄附金とみなされたものの額並びに次条第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定する政令で定める金額の合計額をいう。以下この項において同じ)が、当該個人のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額から所得控除対象寄附金の額(当該特定寄附金等の金額から税額控除対象寄附金の額の合計額を控除した残額をいう。以下この項において同じ)を控除した残額)が二千円(その年分に支出した当該所得控除対象寄附金の額がある場合には、二千円から当該所得控除対象寄附金の額を控除した残額)を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の百分の四十に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人のその年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)を限度とする。

一 公益社団法人及び公益財団法人
二 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第三条に規定する学校法人及び同法第六十四条第四項の規定により設立された法人
三 社会福祉法人
四 更生保護法人

2 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、財務省令で定めるところにより、当該金額の計算に関する明細書、当該計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 所得税法第九十二条第二項の規定は、第一項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは、「前項及び租税特別措置法第四十一条の十八の三第一項(公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除)の規定による控除」と、「当該控除をすべき金額」とあるのは、「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替えるものとする。

4 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び租税特別措置法第四十一条の十八の三第一項(公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除)とすることとする。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十九第一項中「平成二十年四月一日以後に、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第七条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社(その設立の日以後の期間が一年未満のものその他の財務省令で定めるものに限る)を「次の各号に掲げる株式会社」に、により発行される」を「一の区分に応じ当該各号に定める」に改め、「第二十九条の二第一項本文」の下に「又は第二十九条の三第一項本文」を加え、同項に次の各号を加える。
一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第七条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社(その設立の日以後の期間が一年未満のものその他の財務省令で定めるものに限る)を「次の各号に掲げる株式会社」に、により発行される株式会社
二 総合特別区域法第五十五条第一項に規定する指定会社で平成二十六年三月三十一日までに同項の規定による指定を受けたもの、当該指定会社により発行される株式で当該指定の日から同日以後三年を経過する日までの間に発行されるもの

第四十一条の十九の二第一項中「地方公共団体の作成した地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第六条第一項に規定する地域住宅計画(当該地方公共団体が実施する住宅の耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項において同じ)又は住宅の耐震診断(地震に対する安全性の評価をいう)の事業で財務省令で定める要件を満たすものに関する事項の定めがあるものに限る)その他政令で定める計画の区域内において」を削り、「)の耐震改修」の下に「(地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう)」を加え、同項第一号中「費用の額」の下に「(当該住宅耐震改修の費用に關し補助金等(国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ)の交付を受ける場合には、当該住宅耐震改修に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額)」を加え、同条第二項中「並びに同項」を「並びに同項第一号」に改め、「同項の計画の区域内にある同項の家屋である旨」を削る。

第四十一条の十九の三第一項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改め、同項第一号中「二百五十万円」を「二百五十万円」とし、平成二十四年分については、当該金額が百五十万円を超える場合には百五十万円とする。に改め、同項第二号中費用の額が三十万円を「費用の額(当該一般耐震改修工事等の費用に關し補助金等(国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ)の交付を受ける場合には、当該一般耐震改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額。イにおいて同じ)が三十万円」に改め、同条第二項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改める。
第四十一条の十九の五第一項中「平成十九年から平成二十二年まで」を「平成二十三年又は平成二十四年」に「五十万円」を「平成二十三年分については四十万円を控除し、平成二十四年分については三十万円」に改める。

第二十六條の二十八の二を次のように改める。

(2) 前号口(2)から(4)までに掲げる書類
ハ 前号ハに掲げる要件

三 法第四十一条の十八の三第一項第三号に掲げる法人 次に掲げる要件

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金収入金額の占める割合が五分の一以上であること。

(2) 実績判定期間の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であること。

ロ 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、財務省令で定めるところにより、これを閲覧させること。

(1) 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第三十一条第一項に規定する定款、同法第三十六条第一項に規定する役員の名簿及び役職を記載した名簿並びに同法第四十四条第二項の書類

(2) 第一号ロ(2)から(4)までに掲げる書類

ハ 第一号ハに掲げる要件

四 法第四十一条の十八の三第一項第四号に掲げる法人 次に掲げる要件

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金収入金額の占める割合が五分の一以上であること。

(2) 実績判定期間の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であること。

ロ 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、財務省令で定めるところにより、これを閲覧させること。

(1) 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第十一条第一項に規定する定款、同法第十六条第一項に規定する役員の名簿及び役職を記載した名簿並びに同法第二十九条第一項の書類

(2) 第二号ロ(2)から(4)までに掲げる書類

ハ 第一号ハに掲げる要件

2 当該法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合における前項第一号イ(1)、第二号イ(1)、第三号イ(1)又は第四号イ(1)に規定する割合の計算については、当該国の補助金等の金額のうち寄附金収入金額(同項第二号イに掲げる法人にあつては、学校の入学に関する寄附金の額を除く。以下この項において同じ。)に達するまでの金額は、当該寄附金収入金額に加算することができるとする。この場合において、当該国の補助金等の金額は、経常収入金額に含めるものとする。

3 前二項に規定する実績判定期間とは、当該法人の直前に終了した事業年度終了の日以前五年内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から当該終了の日までの期間をいい、第一項に規定する判定基準寄附者とは、当該法人の実績判定期間の日を含む各事業年度における同一の者からの寄附金(寄附者の氏名又は名称その他の財務省令で定める事項が明らかな寄附金に限るものとし、学校の入学に関するものを除く。以下この項において同じ。)の額(当該同一の者が個人である場合には、当該各事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額)が三千円以上である場合の当該同一の者(当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く)をいう。

4 法第四十一条の十八の三第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額は、法第八条の四第三項第三号、第二十八号の四第五項第二号、第三十一号第三項第三号(法第三十二号第四項において準用する場合を含む。)、第三十七号の十六第六項第五号(法第三十七号の十二第四項において準用する場合を含む。)、又は第四十一条の十四第二項第四号の規定の適用がある場合には、これらの規定により読み替えられた所得税法第七十八号第一項第一号に規定する百分の四十に相当する金額とする。

5 法第四十一条の十八の三第一項の規定による控除をすべき金額は、同項に規定するその年分の所得税法第九十二条第一項に規定する所得税額から控除する。

第二十六号の二十八の三第四項及び第五項中「すべて」を「全て」に改め、同条第六項第二号イ中「支出した」の下に「特定寄附金等の金額」を加え、「(以下この号において「特定寄附金」という。の額の合計額)」を「の額及び同条第二項の規定又は法第四十一条の十八第一項若しくは第四十一条の十八の二第二項の規定により当該特定寄附金とみなされたものの額の合計額をいう。以下この号において同じ。」に、「特定寄附金の額の合計額」を「特定寄附金等の金額」に改め、同号ロ中「特定寄附金の額の合計額」を「特定寄附金等の金額」に改め、同条第八項中「非居住者が」の下に「払込みにより取得をした」を「特定新規株式」の下に「同項第一号に定める特定株式にあつては」を加え、「当該払込み」を「その払込み」に改める。

第二十六号の二十八の四第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十六号の二十八の五第五項第一号中「要した」の下に「同条第一項第二号に規定する」を加える。

第二十六号の二十九の次に次の一条を加える。

(保険年金の保険金受取人等に係る更正の請求の特例)

第二十六号の二十九の二 法第四十一条の二十の二第二項第三号に規定する政令で定める契約は、所得税法施行令第八十三号第三項第一号に規定する旧簡易生命保険契約及び生命共済に係る契約並びに同項第二号から第六号までに掲げる契約及び規約とする。

2 法第四十一条の二十の二第二項第四号に規定する政令で定める契約は、所得税法第七十六号第六項第四号に掲げる保険契約で生命保険契約(法第四十一条の二十の二第二項第三号に規定する生命保険契約をいう。以外のもの及び所得税法施行令第三百二十六号第二項各号(第二号を除く。))に掲げる契約とする。

3 法第四十一条の二十の二第一項の規定により更正の請求の基因とされている理由に基づく同項に規定する者の所得税についての国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正に係る国税通則法施行令(昭和三十三年政令第三十五号)第二十四条第四項及び第三十条の規定の適用については、同項中「の規定」とあるのは、「の規定(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一条の二十の二第二項(保険年金の保険金受取人等に係る更正の請求の特例)の規定を除く。)」とする。

第二十六号の三十第三項第一号中「(明治二十九年法律第八十九号)を削り、同項第二号中「(平成十年法律第九十号)を削り、同条第十五項中「すべて」を「全て」に改める。

第二十七号第一項中「第五十五号」を「第五十五号第二項」に改める。

第二十七号の二の見出しを「(外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例)」に改め、同条第十一項中「債券現先取引」の下に「若しくは証券貸借取引」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第六項から第十項までを三項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第九項」を「第十二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「の属する」を「を含む」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第二十五号の十の二第五項の規定は、法第四十二条の二第一項第四号に規定する政令で定めるものについて準用する。

第二十七号の二第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第三号の二第二項の規定は法第四十二条の二第一項第一号に規定する政令で定めるものについて、第三号の二第二項の規定は同号に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、同条第八項の規定は同号に規定する政令で定める指標について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項各号中「特定振替社債等」とあるのは「法第四十二条の二第一項第一号に規定する振替社債等」と、同条第八項第一号中「第五号の三第四項第一号」とあるのは「第四十二条の二第一項第一号」と読み替えるものとする。

三 その寄附金が当該認定特定非営利活動法人の法第四十一条の十八の二第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附に係る支出金に該当するものである旨

四 その寄附金を受領した認定特定非営利活動法人の名称

第十九条の十の四 施行令第二十六條の二十八の二第一項第一号イ(1)に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 社員等の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

二 社員の議決権が平等であること。

三 社員(役員(法人税法第二十五條に規定する役員をいう。以下この条において同じ。))及び役員と親族関係を有する者(当該役員及び三親等以内の親族をいう。以下この条において同じ。))並びに役員と特殊の関係のある者(次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。))の数が二十人以上であること。

イ 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ロ 当該役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ハ イ又はロに掲げる者と親族関係を有する者でこれらの者と生計を一にしているもの

二 施行令第二十六條の二十八の二第一項第一号イ(1)に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 施行令第二十六條の二十八の二第一項第一号イ(1)に規定する国の補助金等

二 委託の対価としての収入で施行令第二十六條の二十八の二第一項第一号イ(1)に規定する国等から支払われるもの

三 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分

四 資産の売却による収入で臨時的なものであるもの

五 遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)により受け入れた寄附金、法第七十條第十項に規定する贈与により受け入れた寄附金その他贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額(施行令第二十六條の二十八の二第一項第一号イ(1)に規定する一者当たり基準限度超過額をいう。第四項第一号において同じ。)に相当する部分

六 実績判定期間(施行令第二十六條の二十八の二第一項第一号イ(1)に規定する実績判定期間をいう。第四項第二号において同じ。)における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たないもの

七 寄附者(当該法人に寄附をした者をいう。以下この条において同じ。)の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地が明らかでない寄附金以外の寄附金

三 施行令第二十六條の二十八の二第一項第一号イ(1)に規定する財務省令で定める金額は、受け入れた寄附金の額の総額(以下この項において「受入寄附金総額」という。)の百分の十(寄附者が所得税法施行令第二十七條各号に掲げる法人又は認定特定非営利活動法人である場合にあつては、受入寄附金総額の百分の五十)に相当する金額とする。

四 施行令第二十六條の二十八の二第一項第一号イ(1)に規定する財務省令で定める寄附金の額は、次に掲げる金額とする。

一 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額に相当する部分

二 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たない場合の当該合計額

三 寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地が明らかでない寄附金以外の寄附金の額

五 施行令第二十六條の二十八の二第一項第一号イ(1)に規定する経常収入金額及び寄附金収入金額を算出する場合において、役員が寄附者であつて、他の寄附者のうちに当該役員と親族関係を有する者又は当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は当該役員と同一の者とみなす。

六 施行令第二十六條の二十八の二第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロの規定による閲覧に係る事務は、これらの規定に規定する書類を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九號)第二十一條第一項、私立学校法第四十七條第二項(同法第六十四條第五項において準用する場合を含む。)、社会福祉法第四十四條第四項又は更生保護事業法(平成七年法律第八十六號)第二十九條第一項の規定に準じて当該法人の主たる事務所に備え置き、これを行うものとする。

七 施行令第二十六條の二十八の二第一項第一号ロ(3)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 寄附者(役員若しくは役員と親族関係を有する者又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が二十万円以上であるものに限り)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

二 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

八 施行令第二十六條の二十八の二第一項第一号ハに規定する寄附者名簿は、各事業年度終了の日の翌日以後三月を経過する日から五年間その主たる事務所の所在地に保存しなければならない。

九 施行令第二十六條の二十八の二第三項に規定する財務省令で定める事項は、寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地とする。

十 法第四十一条の十八の三第一項の規定による控除を受けようとする者は、確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 その寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類(寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限り)。

イ その寄附金の額

ロ その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日

ハ その寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨

ニ その寄附金を受領した法人の名称

二 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三條に規定する行政庁、私立学校法第四條若しくは社会福祉法第三十條に規定する所轄庁又は法務大臣若しくは更生保護事業法第六十二條に規定する地方更生保護委員会の当該法人が施行令第二十六條の二十八の二第一項に規定する要件を満たすものであることを証する書類(当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限り)の写しとして当該法人から交付を受けたもの

第十九條の十一の二第二項を次のように改める。

法第四十一條の十九の二第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた耐震改修は、同項に規定する耐震改修をした家屋が建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八號)第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることにつき、同項第一号の地方公共団体の長又は次項各号に掲げる者の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明がされたものとする。

第十九條の十一の二第二項から第五項までを削り、同条第六項を同条第二項とし、同条第七項第二号を次のように改める。

二 法第四十一條の十九の二第二項に規定する住宅耐震改修に係る請負契約書の写し、同項第一号に規定する補助金等の額を証する書類、第一項に規定する書類その他の書類で当該住宅耐震改修をした家屋である旨、同条第一項各号に掲げる金額及び当該住宅耐震改修をした年月日を明らかにする書類

第十九條の十一の二第七項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 当該住宅耐震改修をした家屋の登記事項証明書その他の書類で当該家屋が昭和五十六年五月三十一日以前に建築されたものであることを明らかにする書類